

自治基本条例の必要性については、大きく分けて次の3つの理由があげられます。

●地方分権のながれ

地方分権が進むなか、地方自治体や市民には自己決定と自己責任に基づく自主自立の精神が強く求められており、本市においても、自らの創意工夫により、地域の特色を活かした個性あるまちづくりに取り組んでいく必要があります。

●熊本市の現状

近年、自治体を取りまく環境はめまぐるしく変化しています。

急速に進む少子・高齢化や、環境問題、自治体の財政状況の悪化など、対応しなければならない課題は増加する一方です。

限られた財源や人材を最大限有効活用しながらも、複雑・多様化する市政課題への対応はこれまで以上の努力が求められ、何を優先して取り組むのか、という選択も一段と厳しい判断が必要になっています。

●市民意識の変化

自治会や防犯協会などの地域団体やボランティア団体・NPOなど、市民の皆さんによる公益的な活動が活発になるなか、公共は行政が担うものという住民意識が変わりつつあります。

また、市民の皆さんの市政への関心の高まりに伴い、更なる公平性や透明性が求められるようになり、市政への市民参画の機会の拡充や、市民と行政がパートナーとして公共を担う、協働によるまちづくりの仕組みが必要になっています。



このような状況を踏まえ、熊本市では、市民の皆さんが積極的に市政に関わることができるよう、これまでの市政に、情報の共有や参画・協働という考え方を加えた『熊本のまちづくりを進めるための基本的なルール』が自治基本条例です。